

薬事法施行令第八十条第二項第七号八の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器

発簡日	平成17年3月18日
発簡番号	厚生労働省告示第83号
情報種別	告示

本文

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号八の規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号八の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正し、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）第二条の規定の施行の日（平成十七年四月一日）から適用する。

平成十七年三月十八日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

「1 から252まで」を「1 から326まで」に改める。